

# 医療的ケア児者等に係る居宅介護 等における新型コロナウイルス 感染症対応マニュアル



令和2年5月27日版  
愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課

## ～ 居宅介護等に携わる皆さんへ ～

医療的ケア児者等に対する居宅介護等に携わっておられる皆さんにおかれましては、新型コロナウイルスの感染が国内で広がっているなか、利用者さんの居宅を訪問してサービスの提供を行うことについて、ご心配のことと思います。

気管切開、人工呼吸器の使用などの医療的ケアを受けている方は、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすく、感染時に重症化するリスクも大きいと考えられています。

一方で、行動範囲が限られ、不特定多数の人との接触頻度が低く、利用者さんの感染機会は少ないと推測されます。

そのため、利用者さんから皆さんへの感染よりも、利用者さんの居宅に障害児者居宅介護従業者の皆さんがウイルスを持ち込むことのないよう、日常的に十分な感染予防対策を行うことが重要です。

このマニュアルは、ご不安を少しでも軽減し、適切に居宅介護サービス提供を行っていただくために作成しました。

多くのご心配やご苦勞があると思いますが、皆さんご自身とともに、利用者さんを守るために、これまで以上にご自身の体調管理にも十分注意しつつ、ご尽力いただきますようお願いいたします。

---

このマニュアルは、令和2年5月20日版「訪問介護員のための新型コロナウイルス感染症対応の手引き（愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課）」を参考に作成しております。また、感染予防対策等の詳細につきましては、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf> 等をご参照ください。

なお、今後、さらに感染が拡大していく場合には、国の取扱い方針等の変更に伴って、この手引きも改訂しますので、ご承知おきください。



# 目 次

---

---

<b>1 障害児者居宅介護従業者のチェックリスト</b>	1
<b>2 出勤前の検温・健康管理表</b>	2
<b>3 基本的な感染予防対策</b>	3
<b>4 事業所等における感染防止対策</b>	6
<b>5 居宅介護サービス提供等に関するQ &amp; A</b>	
Q 1. 利用者さんが気管切開をしています。その方にもマスクをお勧めした方がいいのでしょうか。	29
Q 2. 利用者さんのお父様は県外の方を含め、多数の方との接触が避けられないお仕事をされています。家庭ではどのような感染予防対策が必要でしょうか。	
Q 3. 医療的ケアが必要な利用者さんは重症化しやすいのでしょうか。また、どのようなことに注意したらいいのでしょうか。	
Q 4. 微熱が続くときには新型コロナウイルス感染症を疑うことが勧められていました。利用者さんはいつも37.3～4℃程度の微熱があるのですが、訪問は控えた方がいいですか。また、ショートステイなどの利用は控えていただいた方がいいのでしょうか。	30
Q 5. 吸引や吸入を必要としている利用者さんのお宅で、特に注意することはありますか。	
Q 6. 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に、家庭でどんなことに注意すればよいのでしょうか。	31
<b>【資料編】</b>	
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）（R2.5.20 厚生労働省事務連絡）	34
(2) 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について（R2.5.11 厚生労働省事務連絡）	36



# 1 障害児者居宅介護従業者等のチェックリスト

## 出勤前（自宅）

- 検温をしましたか？
  - ★ 発熱等の風邪の症状がみられるときは、事業所に相談の上、出勤を控えてください。
  - ★ 基礎疾患をお持ちの方で、症状に変化がある方は、速やかに事業所に報告の上、出勤を控え、かかりつけ医等に電話で相談してください。
- ※注 2ページ掲載の「検温・健康管理表」に毎日検温結果等を記入し、ご自身の健康管理にお役立てください。

◇ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご質問やご相談窓口（2020/5/11 現在）  
<<一般相談窓口>> 089 - 909 - 3468

◇ 次に該当する方は重症化しやすいため、以下のいずれかに該当する場合には、すぐに帰国者・接触者相談センターに相談する。

- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - 高齢者・糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方
  - 透析を受けている方 ● 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ● 妊婦の方
- ☆ 比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

<<帰国者・接触者相談センター>> 089 - 909 - 3483

## 利用者宅

- 利用者の体調を確認できている。
  - ※ 上記の症状がある場合には、帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指示を受けること。
- 感染予防のための衛生用品の準備、適切な装着ができる。
  - サージカルマスク ● 使い捨て手袋
  - ガウン（エプロン） ● 手指消毒用アルコール製剤 など
- サービス提供開始前後で液体石けんと流水による手洗い、消毒用エタノールによる手指消毒を行っている。
- サービス提供終了時に使い捨てを含めて衛生用品を適切に処理できている。
  - ※ マスクや手袋は表面に触れないように注意して外す。廃棄物はすぐにビニール袋に入れ、密閉する。
- 基本的な感染予防対策（参照4～6ページ）を理解し、利用者・家族に説明できる。



※この内容は2020/5/13現在のもので、最新版は愛媛県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

## 2 出勤前の検温・健康管理表

～ご自身やご家族・利用者さん・職場の仲間を守るため  
出勤前に必ず検温しましょう～

検 温 日	/	/	/	/	/	/
検 温 時 刻	:	:	:	:	:	:
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃
咳 嗽	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
呼 吸 困 難	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
鼻 汁・鼻 閉	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
咽 頭 痛	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
嘔 気・嘔 吐	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
結 膜 充 血	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
頭 痛	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
全 身 倦 怠 感	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
関 節 筋 肉 痛	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
下 痢	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
そ の 他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特 記 事 項						

検 温 日	/	/	/	/	/	/
検 温 時 刻	:	:	:	:	:	:
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃
咳 嗽	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
呼 吸 困 難	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
鼻 汁・鼻 閉	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
咽 頭 痛	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
嘔 気・嘔 吐	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
結 膜 充 血	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
頭 痛	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
全 身 倦 怠 感	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
関 節 筋 肉 痛	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
下 痢	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
そ の 他	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特 記 事 項						

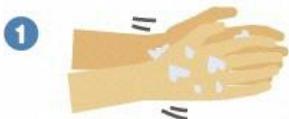
# ！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

## ① 手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪を外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## ② 咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

### 正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

# 3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



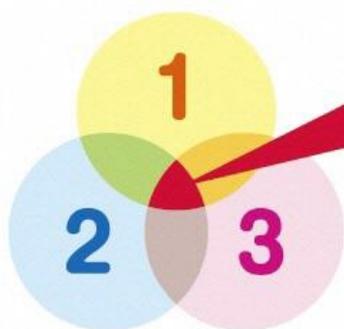
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面

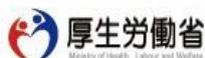


新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には  
消毒などを行ってください。



厚労省 コロナ

検索



# 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

## 感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

### <感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは  
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

## 国民の皆さまへのお願い

- ◇ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

## 4 事業所等における感染防止対策

詳しくは、P23「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（R2.4.7 厚生労働省事務連絡）」を参照してください。

### I 感染防止策

#### 1 事業所等における取組みのチェックリスト

- 取組方針の再検討や取組みの再徹底が行っている。
- 『新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて』（厚生労働省事務連絡）等による柔軟な取り扱いを理解している。
- 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っている。
- 国の作成した『社会福祉施設等における感染拡大防止の留意点について』等の内容を確認し、職員全員に周知している。
- すべての職員やボランティア等について、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことが周知徹底されている。
- 国の作成した完成拡大防止に関するポスターを職員や利用者が見えるところに掲示している。
- トイレ等の手洗いが必要な場所では、手洗いの仕方のポスターを職員や利用者が見えるところに掲示している。
- 事業所入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を呼び掛けている。
- 手すり、床等の消毒を定期的実施している。
- 事業所内をこまめに清掃している。
- 不織布マスク（布マスク）、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン（エプロン）等の衛生用品が確保されている。
- 不要・不急の会議・研修・イベント等を延期・中止している。
- 利用者のケア記録と、勤務者の直近2週間の勤務表と体調管理記録が管理されている。

## 2 職員（サービス提供を行う職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等全員）への対応チェックリスト

- 職員は、各自出勤前に体温を測定する。
- 感染が疑われる職員等については、ガイドラインに基づき適切に対応している。  
※ P 36「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」参照
- 過去に発熱した場合は解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。
- 発熱等の症状が改善しても、引き続き健康状態に留意している。
- 入口やトイレ等に設置された消毒用アルコールを用いて、消毒を徹底している。
- サービス提供時や事業所内でのマスク着用等、咳エチケットが徹底されている。  
※「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照
- 職員とその家族に海外渡航歴、県外への移動の有無の確認を行っている。
- 『換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間』に集団で集まることを避ける等の対応を徹底する。  
※食事を向かい合ってとらない。  
※3人以上で密閉した部屋でマスクを着用せず会話をしない。等
- 上記の事項について、職員に徹底するための工夫をしている。（例：事業所に張り紙をする、など）

## 3 利用者への対応

- サービス提供に先立ち、利用者本人・家族に、本人の体温を計測し、体調を確認する。
- 発熱等の症状が認められた場合には、適切な相談及び受診を促す。
- P 36「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」参照し、帰国者・接触者相談センター（電話番号：089-909-3483）に電話連絡し、指示をうける。

- サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロン（可能であればガウン）の着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行う。
- 感染症に関する情報提供を行い、在宅で生活する上での留意事項等を利用者・家族に伝えている。
- サービス提供時に感染予防の目的で、必要な着衣や行動の変更点について、利用者・家族に伝えている。

#### 4 特定警戒県に指定された際のサービス提供時のチェックリスト

- 利用者の体調を確認し、発熱等通常と異なる症状が認められた場合には、適切な相談及び受診を促している。
- 利用者の体調に関して、帰国者・接触者相談センター（電話番号：089-909-3483）に電話連絡し、指示をうけるべき目安を理解している。  
※ P 36「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」参照
- 訪問時に 布マスク（調達可能なら不織布マスクが望ましい）、使い捨てエプロン、使い捨て手袋、手指消毒用アルコール製剤などの衛生用品は準備する。
- サービス提供中にはできるだけ換気に努める。
- サービス提供前後の手洗いを実施する。（可能であれば消毒用エタノールによる手指消毒）顔（目・鼻・口）には極力触れないように注意する。
- 「1ケア1手洗い」「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- サービス提供終了時には衛生用品を適切に処理する。
- マスク、手袋は表面に触れないように注意して外す。廃棄物はすぐにビニール袋に入れる。
- サービス提供毎にサージカルマスク、使い捨てエプロンを破棄することが望ましい。できない場合には布マスク、布エプロンを使用し、サービス提供終了時にすぐにビニール袋に入れ口をしぼる。

- 使用後の布マスク、布エプロンは適切に洗浄する。(P21 参照) 洗浄の際にはマスク、手袋、エプロンを着用する。
- 洗浄時に使用したマスク、エプロン、手袋は適切に処理する。破棄物、使用後洗浄する場合はすぐにビニール袋に入れる。

## 【参考動画】

### 「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

厚生労働省が、訪問介護事業所等の職員が居宅を訪問してサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、動画を掲載しているので、参考にすること。

#### (動画掲載場所)

以下の厚生労働省 YouTube (MHLWchannel) に掲載

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)



## 【参考資料】

- 新型コロナウイルスの廃棄物について P 10
- ご家庭でのマスク等の捨て方 P 11
- 緊急事態ガウンのつくりかた P 12

# 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も  
**他の感染性廃棄物と同様に処理可能**です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

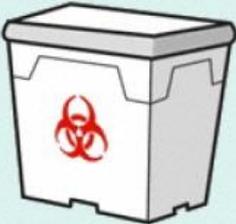
**消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに  
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう**

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

**感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に  
梱包しましょう**

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の <b>鋭利なもの</b>	②血液等の <b>液状または泥状のもの</b>	③血液等が付着した <b>ガーゼ等再利用しないもの</b>
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない <b>密閉容器</b>	丈夫な <b>プラ袋の二重使用</b> または、 <b>堅牢な容器</b>
 例：プラスチック製容器		 例：プラ袋（二重使用）

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に  
基づく感染性廃棄物  
処理マニュアル(PDF)

## 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

### ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませず。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省公式HP

# 緊急事態ガウンのつくりかた

着やすい、脱ぎやすい、医療用の長袖ポリガウンに代わるものをつくりでつくる方法を紹介します

## 準備するもの



ポリ袋  
70リットル



ポリ袋  
20リットル



シーラー  
100均で購入可



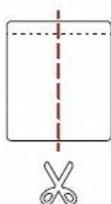
はさみ

## つくりかた動画

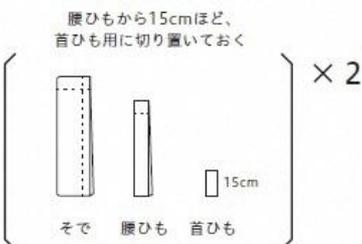
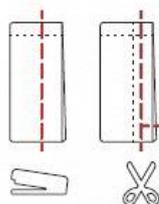


### STEP 1

20Lポリ袋を半分に切る

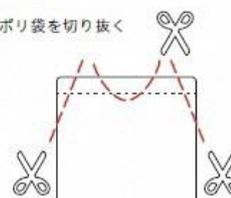


### STEP 2

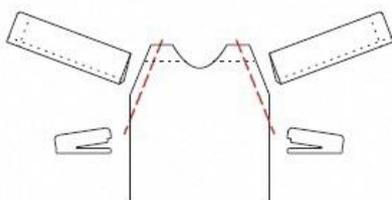


### STEP 3

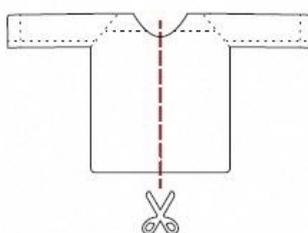
70Lポリ袋を切り抜く



### STEP 4

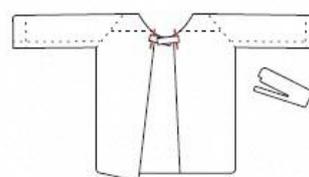


### STEP 5



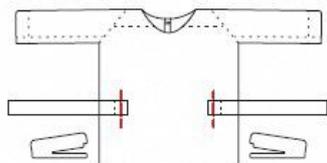
### STEP 6

15cmの首ひもを首元の左右それぞれに



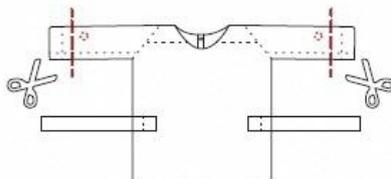
### STEP 7

（前後ろではなく内外を）裏返してから、  
背面を下にして、腹側に腰ひもをつける



### STEP 8

そでを切り、親指を入れる穴を開ける



### 完成！

そでを通したら、そで口の穴に親指を入れ、  
腰ひもと首ひもをしぼって着用

ガウン作成実演動画 : <https://youtu.be/iW6XotP6g2g>



ガウン着脱動画 : <https://drive.google.com/file/d/1tv2ADCzJmtNMyBJ5l0jidiefsCY6FuMZ/view>



ガウン脱ぎ方動画 : [https://drive.google.com/file/d/1ss7QJ7Q\\_unvwAuWl0VKDjuSveB1z4-11/view](https://drive.google.com/file/d/1ss7QJ7Q_unvwAuWl0VKDjuSveB1z4-11/view)



## II 新型コロナウイルス感染が疑われる者が事業所で発生した場合の取組み

### 「新型コロナウイルス感染が疑われる者」

社会福祉施設等の利用者等であって、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている者又は息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR 陽性等診断が確定するまでの間の者。

### 1 情報共有・報告等の実施

- ① 「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡
- ② 管理者等に報告
- ③ 指定権者及び当該利用者の支給決定を行う市町に報告
- ④ 当該利用者の家族等に報告

### 2 積極的疫学調査の協力

#### 「濃厚接触が疑われる者」

- 患者と同居あるいは長時間の接触があった者
- 適切な感染防護具（患者のマスク着用や手指消毒）を装着せずに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者の唾液、痰、もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者
- 保健所が、周辺環境や接触の状況等個々の状況周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断。
  - ※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（R2.4.20 国立感染症研究所 感染症疫学センター）」

事業所で、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定する。

- 感染者の症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温・症状がわかるもの）、直近2週間の勤務表等の記録を準備する。
- 感染者との接触回数、時間帯を整理する。
- 接触者については感染防護の有無について確認する。
- 感染者の唾液、痰、もしくは体液等の汚染物質の感染源になる物に直接接触した者がいる確認する。
- 感染が疑われる者と同室又は長時間の接触があった者がいるか確認する。

### 3 新型コロナウイルス感染が疑われる者への適切な対応の実施

- 「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受ける。
- 濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、保健所に相談する。

### 4 新型コロナウイルス感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者への適切な対応の実施

#### (1) 職員の場合

- 発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
  - ※ 発熱等の症状がない場合も、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わない。
- 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

#### (2) 利用者の場合

- 保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

## 5 医療的基本情報の提供

- 利用者が患者や濃厚接触者となった際の検討資料として、別紙「医療的基本情報」を作成し、家族と共有する。

## Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に感染した者が事業所で発生した場合の取り組み

利用者及び職員等に、新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底しましょう。

### 1 情報共有・報告等の実施

利用者及び職員等において感染者が発生した場合は速やかに報告を行う。

- ① 管理者等に報告
- ② 指定権者及び当該利用者の支給決定を行う市町に報告
- ③ 当該利用者の家族等に報告
- ④ 当該利用者の主治医に報告

### 2 積極的疫学調査の協力

保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者及び職員等の特定に協力する。

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

利用者及び職員等は原則入院することになる。

### 4 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

#### (1) 職員の場合

- 自宅待機を行い、保健所の指示に従う。
- 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

#### (2) 利用者の場合

- 保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。

## IV 濃厚接触者に対するサービス提供に当たっての留意点

- 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、勤務上の配慮を行う。
- 可能な限り担当職員を分ける、最後に訪問する等の対応を行う。
- 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫する。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- 訪問時には、換気を徹底する。
- ケアの提供時には、使い捨て手袋と不織布マスク、(使い捨て)ガウン、を着用する。
- 飛沫感染のリスクが高い状況では、ゴーグル、ガウン等を着用する。
- 体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- サービス提供前後の手洗いを実施する。(液体)石けんと流水による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。
- 顔(目・鼻・口)には極力触れないように注意する。
- 「1ケア1手洗い」「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- サービス提供終了時には衛生用品を適切に処理する。
- マスク、手袋は表面に触れないように注意して外す。廃棄物はすぐにビニール袋に入れ口をしぼる。
- サービス提供毎にサージカルマスク、(使い捨て)ガウン(エプロン)を破棄する。サービス提供終了時にすぐにビニール袋に入れ口をしぼる。

## V 個別のケア等の実施に当たっての留意点

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては、以下の点に留意しましょう。

## 1 食事の介助等

- 食事介助は原則として個別で行う。(他の家族を同じ部屋に入れない)
- 食事前に利用者に対し(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
- 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器、又は、洗剤での洗浄を行う。可能な限り他の家族の食器と分ける。
- 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

## 2 排泄の介助等

- 有症状者と他の家族が利用するトイレは可能な限り分ける。
- おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、使い捨て手袋・不織布マスク・(使い捨て)ガウンを着用する。
- 使用後トイレは洗浄後、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。

## 3 清潔・入浴の介助等

- 原則清拭で対応する。
- 清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

## 4 環境整備

- 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または次亜塩素酸ナトリウム液で清拭を行い、その後乾拭きし、乾燥させる。
- トイレのドアノブや取手等の金属部分は、消毒用エタノールで清拭する。腐食させる恐れはあるが、手に入らない場合には、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭き、乾燥させる。
- 次亜塩素酸ナトリウム液は噴霧での使用は行わないこと。吸引すると有害であり、効果も不確実である。
- 保健所の指示がある場合は、その指示に従う。

## 対象物による消毒方法

(参考) 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」 (2019年3月)

対 象	消 毒 方 法
手指	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エタノール含有消毒薬：ラビング法（30秒間の擦式） ワイピング法（拭き取り法）</li> <li>・スクラブ剤による洗浄（消毒薬による30秒間の洗浄と流水）</li> </ul>
嘔吐物、排泄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。</li> </ul>
差し込み便器 (ベッドパン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水消毒器（ベッドパンウォッシャー）で処理（90℃1分間）。</li> <li>・洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理（5分間）。</li> </ul>
リネン・衣類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させる。</li> <li>・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）浸漬後、洗濯、乾燥させる。</li> </ul>
食器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動食器洗浄器（80℃10分間）</li> <li>・洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。</li> </ul>
まな板、ふきん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗剤で十分洗い、熱水消毒する。</li> <li>・次亜塩素酸ナトリウム（0.05～0.1%）に浸漬後、洗浄する。</li> </ul>
ドアノブ、便座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒用エタノールで清拭する。</li> <li>※次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）でも可。</li> </ul>
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手袋を着用し、洗剤で洗い、温水（熱水）で流し、乾燥させる。</li> </ul>
カーテン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に感染の危険性は低い。洗濯する。</li> <li>・体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。</li> </ul>

※ 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（R2.4.7厚生労働省事務連絡） P 23

※ 次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性を有するため、清拭後は水拭きし乾燥させること。

# 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った  
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、  
十分にウイルスを除去できます。  
さらにアルコール消毒液を  
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、  
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



食器や箸などは、80℃の熱水に  
10分間さらすと消毒ができます。  
火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、  
拭くと消毒ができます。  
ハイター、ブリーチなど。  
裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

# 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。  
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
西友/サニー/ リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ1/2杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。  
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

## 新型コロナウイルス対策

# ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

### 試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミンオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。  
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの

- ▶ 塩化ベンゼトニウム
  - ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- (更なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

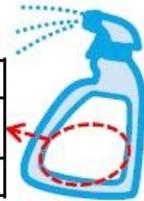
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミンオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

## 台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

### (1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤\*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（\*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどに付けて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



### (2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

### (3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



### (4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

#### 安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

#### 効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

**別紙** **社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス）における感染防止に向けた対応  
について**

1. 感染防止に向けた取組

感染防止に向けた取組を徹底する観点からは、日頃から以下のような感染防止に向けた取組を行うことが重要である。

(1) 施設等における取組

(感染対策の再徹底)

- 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表等の記録を準備しておくこと。
- 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。

(2) 職員の取組

(感染症対策の再徹底)

- 職員、利用者のみならず、委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、対策を徹底すること。
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。

該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。

ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。

- 発熱や呼吸器症状により感染が疑われる職員等については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえて適切に対応すること。
- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。
- 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。

### (3) ケア等の実施に当たっての取組

#### (基本的な事項)

- サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。
  - ・ サービスを行う事業者等は、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
  - ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
  - ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
  - ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行うこと。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組

社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底する。

なお、特段の記載（【】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者※が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」：

社会福祉施設等の利用者等であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

#### (1) 情報共有・報告等の実施

○ 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

○ また、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。】

#### (2) 積極的疫学調査の協力

○ 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。

【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定すること。濃厚接触が疑われる職員については、以下を参考に特定すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があつた者
- ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者】

### (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

- 感染者については、以下の対応を行う

#### ① 職員の場合の対応

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなること。

【感染が疑われる職員については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

#### ② 利用者の場合の対応

利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。

【感染が疑われる利用者については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

### (4) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

- 濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

なお、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従うこと。

#### ① 職員の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

【感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。】

#### ② 利用者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討すること。

検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

- ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際

に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

- ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

#### <サービス提供にあたっての留意点>

- ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・ 濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・ 訪問時には、換気を徹底する。
- ・ ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ 体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ サービス提供開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

#### <個別のケア等の実施にあたっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

##### ( i )食事の介助等

- ・ 食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・ 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- ・ 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

##### ( ii )排泄の介助等

- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク使い捨てエプロンを着用する。

##### ( iii )清潔 ・ 入浴の介助等

- ・ 介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

(iv)環境整備

- ・ 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

## 5 サービス提供等に関するQ&A

Q 1.

利用者さんが気管切開をしています。その方にもマスク着用をお勧めした方がいいのでしょうか。

A 1.

新型コロナウイルスは唾液中に存在することが知られています。自分と他の人を感染から守るために外出される際にはマスクを着用されることをお勧めしてください。

Q 2.

利用者さんのお父様は県外の方を含め、多数の方との接触が避けられないお仕事をされています。家庭ではどのような感染予防対策が必要でしょうか。

A 2.

Q 6 に準じて行動していただくことが望まれますが、基本的には本マニュアル P 19 の「身のまわりを清潔にしましょう。」に基づく手洗いと生活環境の消毒、室内の換気（感染者が室内にいる場合には1時間に1回、5～10分程度が推奨されています。）を行ってください。

家庭内に感染を持ち込まないよう、働く方も感染予防に努めていただくことが必要です。

Q 3.

医療的ケアが必要な利用者さんは重症化しやすいのでしょうか。また、どのようなことに注意したらいいのでしょうか。

A 3.

高齢者を含め、心臓や肺に基礎疾患をもたれている方は重症化しやす

く、急激に悪化する可能性があります。普段の様子をよく把握していただき、普段と違って調子が悪そうというときには早めに主治医や病院に相談することを勧めてください。

Q 4.

微熱が続くときには新型コロナウイルス感染症を疑うことが勧められていました。利用者さんはいつも 37.3~4℃程度の微熱があるのですが、訪問は控えた方がいいですか。また、ショートステイなどの利用は控えていただいた方がいいのでしょうか。

A 4.

医療的ケアを必要としている方の中には、体温調節機能が悪い方や、こもり熱が出やすい方も多くおられます。

そのため普段の様子を把握していただくことが大切です。

体温であれば、普段の平均体温から持続して 0.6℃以上高いようなら微熱を疑って相談されることをお勧めします。（厳密なきまりはありません。）

Q 5.

吸引や吸入を必要としている利用者さんのお宅で、特に注意することはありますか。

A 5.

吸引や吸入はエアロゾルを発生させる医療行為です。エアロゾルとは空気中に浮遊するとても小さな粒子です。とても小さいため飛末という水滴よりも長く空気中に漂うことがあります。そのため、利用者さんに吸入や吸引（気管内、口腔内）の処置を行う場合には、医療者はゴーグル（アイシールド）を含む標準防護対策をとります。そのような処置を行った後の部屋に入る場合には、すぐに室内換気を行ってください。

Q 6.

家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合に、家庭でどんなことに注意すればよいでしょうか。

A 6.

ご本人は外出を避けてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などには行かないようにしてください。

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、同居されているご家族は以下の8点にご注意ください（詳しくは、一般社団法人日本環境感染症学会とりまとめをご参照ください。）。

### 1. 部屋を分けましょう

個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2mの距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。

寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

### 2. 感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で。

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが、感染が疑われる家族のお世話をするのは避けてください。

### 3. マスクをつけましょう

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。

マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。

マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。

マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆いましょう。

#### 4. こまめに手を洗いましょう

こまめに石鹸で手を洗いましょう。

アルコール消毒をしましょう。

洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

#### 5. 換気をしましょう

風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。

換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

#### 6. 手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。

ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

※ 家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。

トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。

タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常洗濯や洗浄でかまいません。

感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要はありません。

洗浄前のものを共有しないようにしてください。

特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

## 7. 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

※ 糞便からウイルスが検出されることがあります。

## 8. ゴミは密閉して捨てましょう

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに手を石鹸で洗いましょう。

(参考) 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの感染が疑われている人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/n00009.html>



## ～ 資料編 ～

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応  
について（その3）（R2.5.20厚生労働省事務連絡）

新型コロナウイルス感染症に係る人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その2）」（令和2年4月3日付け事務連絡）（以下「医療的ケア児対応事務連絡（その2）」という。）でお示ししているところです。

この度、医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。以下同じ。）の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合及び医療的ケア児等が感染した場合の考え方について、補足として取りまとめましたので、下記の点にご配慮いただけるよう、管内市区町村・医療機関・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対し周知いただくとともに、御対応方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

##### （1）短期入所等の利用について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）において、医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合で、家庭の状況などにより、感染した同居者に代わる医療的ケア児等への支援者がいないなどの場合、当該児童をよく理解している親類宅等に一時的に居所を移すことも考えられるほか、かかりつけの医療機関や相談支援事業所に相談し、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院を検討するとしたところである。

なお、医療的ケア児について、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院に先立つ際など、医師が必要と判断する場合には、帰国者・接触者外来等においてPCR検査を受けることが可能である。また、仮に、在宅における検査を実施する必要があると医師が判断する場合には、検体採取時の感染防護及び検体輸送を適切に行うことのできる体制が十分に確保されるよう考慮いただきたい。

##### （2）医療機関への入院について

医療的ケア児等の医療機関への入院にあたっては、例えば、以下の施設での対応が考えられる。

- ・・同居者が入院した医療機関
- ・・障害者病棟がある医療機関
- ・・医療的ケア児の主治医である小児の診療を行う医療機関

これらの医療機関における対応にあたっては、各都道府県の福祉部局や医療部局、衛生部局等は、各都道府県に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等と連携し、医療的ケア児等の受入体制について調整いただきたい。

## 2 医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合、医療的ケア児等は基礎疾患を有し重症化するおそれが高い者に該当することから、原則、入院措置となるが、医療的ケア児等の家族等が入院時に付き添うことが可能な状況の場合、例えば幼少である等のケースでは、入院時の保護者の付き添いは医療的ケア児の精神的な安定や急変の徴候に早期に気付くことができる等の利点がある。

医療機関においては、保護者の希望を踏まえ、入院時の医療的ケア児等の保護者の付き添いについて積極的に検討いただきたい。

その際、医療機関における院内感染対策に十分留意をする必要があるため、医療機関においては、感染した患者である医療的ケア児等とその保護者については、原則、個室での療養とし、保護者は個室以外の移動を最小限にすることや、保護者への食事の提供等の生活面への対応等の環境整備に配慮いただきたい。また、保護者に対しては、感染した患者を受け入れている医療機関における保護者への感染リスク、保護者自身による体温測定等の健康観察や感染防御策の実施等について十分に説明し同意を得る必要がある。

## 3 医療的ケア児等の相談支援について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）においては、「医療的ケア児等のご家庭がどの方法を選択するかについては、医療的ケア児等の軽症者等以外の支援の状況、医療的ケア児等の体調やケアの内容、移動先の受け入れ体制等を踏まえ、かかりつけ医や相談支援事業所、自治体とよく相談の上でご対応いただきたい」としているが、普段、計画相談支援等を利用していないご家庭もあるため、前記1又は2のような場合、計画相談支援事業所のほか、基幹相談支援センター、市町村地域生活支援事業の相談支援事業所、自治体は、医療機関等の関係機関との調整や必要なサービスの提供について積極的に関与をお願いしたい。

以上

## 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

### 1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

### 2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
  - ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

#### （妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

#### （お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※ なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

### 3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。